

平成30年度 日本大学危機管理学部個人研究費 研究実績報告書

所属： 危機管理学部 危機管理学科

資格： 教授

氏名： 安藤 貴世

研究課題		国際刑事法条約における「引き渡すか訴追するか」原則の再検討
報告の概要	研究目的及び研究概要	<p>平成30年度は、国際刑事法条約において、容疑者処罰に際して核となる規定である「引き渡すか訴追するか」原則について、再検討を行った。</p> <p>航空機不法奪取防止条約（ハーグ条約）をはじめとする一連のテロリズム防止関連諸条約における同原則は、特段の前提条件を設けず、容疑者が自国に所在する締約国に対し、容疑者の所在と、当該容疑者を引き渡さないという点のみを以て、その者を訴追するために自国の当局に付託する義務を課すものである。</p> <p>他方で、それ以外の国際刑事法条約において規定された「引き渡すか訴追するか」原則は、容疑者の引渡し拒否事由を狭く制限したうえで、容疑者所在国に対し訴追義務を課するという特徴を有している。平成30年度は、特に1988年の「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」（麻薬新条約）における「引き渡すか訴追するか」原則に焦点を当て、同条約の起草過程に係る一次資料を手掛かりに、そのような条件付きの「引き渡すか訴追するか」原則がいかなる経緯を経て成立するに至ったのかを明らかにすることを目的として研究を行った。</p>
	研究成果	<p>研究成果としては、上記の研究概要に対応するものとして、『国際法のダイナミズム』（有斐閣）に、「麻薬新条約における『引き渡すか訴追するか』原則－テロリズム防止関連条約における同原則と比較して」と題する論文を執筆した。</p> <p>同論稿では、一次資料の分析・検討をとおし、麻薬新条約の訴追規定の起草過程において、これまでのテロリズム防止関連諸条約に規定されていた義務的な普遍的管轄権に基づく「引き渡すか訴追するか」を規定することに対し多数の国家が懸念を示していたことを明らかにした。その結果として、麻薬新条約では、犯罪行為が自国領域、船舶、航空機内において行われたという理由、又は自国の国籍を有する者によって行われたとの理由に基づき容疑者を引き渡さない場合に限り、容疑者所在国に訴追義務が課されるという、限定的な「引き渡すか訴追するか」が設定されるに至った。こうした点から、テロリズム犯罪と比べた場合、薬物犯罪は「国際的な組織犯罪」として捉えられ、あくまでの普通犯罪の域を出ないという結論を導き出した。</p>
研究業績	・論文および著書 著者名・論文標題・雑誌名・査読の有無・巻・発行年・ページ数	<p>安藤貴世 「麻薬新条約における『引き渡すか訴追するか』原則－テロリズム防止関連条約における同原則と比較して」岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓（編著）『国際法のダイナミズム－小寺彰 先生追悼論文集』有斐閣、2019年3月、193－215頁。</p>
	・学会発表等 発表者名・発表標題・学会名・発表年月日・発表場所	なし
	・その他 *書評、雑誌投稿など 著書名・標題・掲載誌名・発表年月・発行所 *講演会、研究会等での講演・発表 発表者・発表年月・題目名・講演会等名 *社会貢献活動等	<p>【社会貢献活動】 ・法務省難民審査参与員（難民不認定等に不服がある外国人からの審査請求に際し、法律・国際情勢に関する学識経験者として審査）</p>